

虐待対応状況（虐待形態は認定結果を記載しています。）

●高齢者虐待 33 件（ただし、同一人物への対応が複数回ある場合は 1 件にまとめています。）

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
子	子	身体的	対象者は 70 歳代・要介護 2。 子から、「対象者に友人への頻繁な連絡や訪問をやめるよう伝えたところ、対象者が激高し、包丁を持って自宅から出ようとしたため、子が制止した際、対象者から取った包丁の柄で対象者を複数回殴打した」と、地域包括支援センターへ相談があった。 身体的虐待として認定。 対象者は、子に対して暴言や物を投げたりすることや、昼夜問わず長時間にわたり金銭を無心することなどがあり、家族の希望により医療保護入院となった。
警察	子	身体的 ネグレクト	対象者は 70 歳代・要介護認定なし。 対象者が子に殴られたと警察に訴えたため、警察が子に話を聞くと「数発殴った」との発言があった。対象者は耳が腫れ、少量の出血もみられたと警察から市へ通報があった。 身体的虐待・ネグレクトとして認定。 子への聞き取りにより、対象者を殴打した際、刃物を持ち出して脅し、自宅から閉め出したことを確認した。 子に対し自宅内で対象者と離れて過ごし、口論になった場合は警察に相談するよう助言し、地域包括支援センターによる見守りを継続している。
匿名	子	身体的	対象者は 90 歳代・要介護 1。 デイサービスの他利用者から、対象者に痣があり心配であると、地域包括支援センターへ相談があった。 身体的虐待として認定。 子への聞き取りにより、対象者への暴力を確認した。 対象者はショートステイを利用し、その後施設入所した。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	配偶者	身体的	対象者は 80 歳代・要介護 1。 ケアマネジャーから、デイサービス送迎時に対象者の頭部から出血があり、配偶者が汁椀で叩いたら出血したと話したと地域包括支援センターへ報告があった。 身体的虐待として認定。 対象者は認知症があり、介護に対する抵抗が強く、配偶者の介護負担が大きい。 利用できるサービスを増やすため、要介護認定区分変更を申請。別居の子が週に 1 回対象者を訪問し、配偶者の介護負担軽減に努めることとした。
子	子	身体的	対象者は 80 歳代・要介護認定なし。 子が「対象者が暴れているため来てほしい」と警察に通報。子はその間、対象者を制止しようとして、包丁で脅したり、ヘッドロックをかけていた。 身体的虐待として認定。 対象者が配偶者の認知機能の低下を理解できず暴れるため、対象者と配偶者の居住スペースを分けるようにしたことで安全に生活できている。
子	子	身体的 心理的	対象者は 70 歳代・要介護認定なし。 対象者が子と口論になり、子が対象者の顔や体を殴る行為があった。子自身が、対象者を殺してしまうかもしれないと恐怖を感じ、警察へ通報した。 身体的、心理的虐待として認定。 対象者は就労しており、日常生活は自立していることから、身の危険を感じた際は、自身の安全を確保し、警察に通報するよう助言した。 子に対しては、精神的に不安定になった際の相談先を紹介し、電話相談につないだ。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
対象者	子	身体的 心理的 経済的	対象者は 70 歳代・要介護認定なし。 対象者から、子と言い争いになり、子に包丁を向けられたと地域包括支援センターに相談があった。 身体的・心理的・経済的虐待として認定。 対象者への聞き取りにより、子が金銭を要求する行為が続いていることも確認。 対象者の拒否により、子への聞き取りは実施できず。 その後、子は就労し、経済的虐待は緩和された。
ケアマネジャー	子	ネグレクト 経済的	対象者は 80 歳代・要介護 2。 ケアマネジャーから、子が生活保護の受給継続手続きをせず保護中止となり、対象者は介護保険サービス利用料が賄えず、必要なサービス利用が中断していると、地域包括支援センターへ相談があった。 ネグレクト・経済的虐待として認定。 別居の子の介入により、対象者は施設入所するとともに生活保護の申請を行った。
匿名	施設従事者	心理的	施設従事者が入居者を怒鳴る、車いすから立ち上がれないよう机を置く等、虐待と思われる対応を行っている、匿名の通報があった。 心理的虐待として認定。 入居者への威圧的な言動や介護があったことについて、複数の施設従事者等及び入居者から証言があった。 身体的虐待については、通報内容の事実は確認できなかった。 施設に対し改善の取組と報告を求め、改善計画書が提出された。
警察	子	身体的 心理的	対象者は 80 歳代・要介護認定なし。 子に暴力を振るわれているので助けてほしいと対象者が警察に相談し、警察から市へ連絡があった。 身体的虐待、心理的虐待として認定。 対象者は緊急ショートステイを利用し、その後、施設入所した。 子は精神科病院に入院、その後退院した。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
警察	配偶者	身体的 心理的	対象者は 80 歳代・要介護認定なし。 認知症のある配偶者が、対象者のことを認識できず、対象者の腕を殴ったと、警察に通報した。 身体的虐待、心理的虐待として認定。 対象者は自宅を出て、配偶者と離れて生活している。 配偶者は精神科病院に入院し、退院後は施設入所した。
相談支援専門員	子	身体的 心理的	対象者は 70 歳代・要介護認定なし。 子から、対象者の首を絞めてしまったと、子自身が通所する障害福祉サービス事業所相談員へ相談があった。子は、自身が不安になったりイライラすると、噛む、怒鳴る等の行為が日常的にあり、対象者は対応に苦慮していた。 身体的虐待、心理的虐待として認定。 子の主治医と面談を行い、子の現状について相談し、助言等を受けた。 面談後、子の噛む、怒鳴る等の行為は減少傾向。 対象者は、地域包括支援センターが地域活動参加を促し、子と距離をとるよう声かけを行っている。
ケアマネジャー	施設従事者	経済的	対象者は 90 歳代・要介護 1。 対象者から、「介護サービス事業所の管理者にお金を貸してほしいと言われ、これまでに数百万円貸している」との相談があったと、ケアマネジャーから地域包括支援センターに報告があった。 経済的虐待として認定。 施設従事者への聞き取りにより、対象者の買い物時に得られたポイントを、施設従事者自身のポイントカードに付与していたことも判明した。 事業所に対し、改善の取組と報告を求めた。 対象者は事業所を変更し、対象者の金銭管理は家族が行うことになった。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	子	身体的	対象者は 70 歳代・要介護 1。 配偶者から、子が対象者の足を蹴ったと、地域包括支援センターへ相談があった。 身体的虐待として認定。 対象者と配偶者の口論がきっかけで子が暴力をふるったため、口論にならないよう意見を言い合うこと、子の障害特性や理解に応じた対応に努めるよう助言した。 その後も、子から蹴られたり、フライパンで叩かれる行為があり、対象者は入院先での分離を継続した。
子	子	ネグレクト 経済的	対象者は 90 歳代・要介護認定なし。 別居の子から、「同居の子が対象者の世話を適切に行わず、命の危険を感じるため、対象者を別居の子の家に連れて行きたい」と市へ相談があった。 ネグレクト、経済的虐待として認定。 対象者はショートステイを利用後、別居の子と同居することとなった。
警察	子	身体的	対象者は 70 歳代・要介護認定なし。 障害のある子が腹部の術後の痛みを頻回に訴え、大声を出していたため、対象者がなだめたところ、対象者を叩き、首を絞めたため、配偶者が警察へ通報し、警察から市へ連絡があった。 身体的虐待として認定。 子は警察が保護し、医療保護入院となった。
警察	配偶者	身体的 心理的	対象者は 80 歳代・要介護 2。 対象者から、配偶者から物を投げられたと警察に通報があり、警察から市へ連絡があった。 身体的・心理的虐待として認定。 聞き取りにより、認知症のある配偶者が、対象者を箒の柄で叩いたり、何度もコーヒー瓶を振りかざしたりしたこと、及び対象者の四肢に新旧の痣を複数確認した。 配偶者は後見人がつき、施設入所した。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	配偶者	心理的	対象者は 80 歳代・要支援 2。 子から、「認知症が疑われる配偶者が対象者に物を投げたり包丁をまな板に突き刺して脅すような行動がある」との相談があったと、ケアマネジャーから地域包括支援センターに報告があった。 心理的虐待として認定。 配偶者は介護保険サービス利用と別居の子らの支援で在宅生活を継続した後、施設入所した。
警察	子	身体的	対象者は 80 歳代・要介護 2。 別居の子から、同居の子が対象者の首を絞めたと、警察に通報があり、警察から市へ連絡があった。 身体的虐待として認定。 対象者はショートステイを利用し、その後施設入所した。 子は、心身の不調に関し、適切な相談機関につながるよう支援した。
警察	配偶者	身体的	対象者は 70 歳代・要介護 3。 通行人が「叫び声が聞こえる」と警察へ通報。配偶者が「対象者には認知症があり言うことをきかないので大声を出した、頭を叩いたこともある」と発言し、警察から市へ連絡があった。 身体的虐待として認定。 対象者の介護保険サービス利用を増やすことを、家族に提案するとともに、認知症カフェなどの情報提供を継続。 配偶者は、男性介護者のつどいに参加した。
ケアマネジャー	子	身体的	対象者は 80 歳代・要介護 3。 子から、「対象者が介護に抵抗したので腹が立ち、往復ビンタした」と相談があったと、ケアマネジャーから地域包括支援センターに報告があった。 身体的虐待として認定。 対象者の顔面に青痣あざを確認した。 対象者のデイサービス利用を増回したほか、処方内容が変更され夜間よく眠るようになり、介護負担が軽減されてきている。 子の認知症理解やストレス軽減のため、交流の場の情報を提供し、子の認知症カフェ参加につなげた。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	配偶者	身体的	対象者は 80 歳代・要介護認定申請中。 対象者から、「認知症の配偶者のひとり歩きを止めようとしたらお尻を蹴られ、今も足が痛い」と相談があったと、ケアマネジャーから地域包括支援センターに報告があった。 身体的虐待として認定。 ケアマネジャーがサービスを調整し、対象者、配偶者ともにデイサービス利用を開始した。
警察	子	身体的	対象者は 80 歳代・要介護認定なし。 対象者から、「口論になり、対象者が子に物を投げたため、子も対象者に椅子を投げた」と警察に通報があり、警察から市へ連絡があった。 身体的虐待として認定。 子は精神疾患があるため訪問看護師による見守りを継続し、その後は親子間のトラブルは起きていない。
子	子の配偶者	-	対象者は 80 歳代・要介護 2。 子から、「対象者から子の配偶者への被害妄想がひどく、それが原因で口論となり、対象者が警察を呼んだ」と、地域包括支援センターに相談があった。 虐待として認定せず。 対象者はショートステイ利用後、施設入所した。
社協職員	子	身体的	対象者は 70 歳代・要介護認定なし。 別居の子から、「同居の子が対象者を押し倒した。以前から同居の子による羽交い締めや殴打があった様子で、対象者からしんどいとの発言がある」との相談があったと、社協職員から地域包括支援センターへ相談があった。 身体的虐待として認定。 対象者は自立しており、同居の子の特性に応じた対応ができている。 同居の子は自身への支援に拒否的であるため、別居の子と相談しながら同居の子への支援を継続している。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	配偶者	身体的	対象者は 80 歳代・要支援 1。 子から、「対象者が配偶者に対し嫉妬妄想のような発言を続けるため、配偶者が対象者の胸を突いた」と相談があり、対象者からは「配偶者から棒で叩かれた」、配偶者からは「対象者がこけた」と聞き取ったと、ケアマネジャーから地域包括支援センターに報告があった。 身体的虐待として認定。 対象者、配偶者ともにサービス利用に拒否的。 対象者は身体状況が悪化したため、入院となった。 配偶者については、精神科受診に向け支援する。
警察	子	ネグレクト	対象者は 80 歳代・要介護 1。 自宅近くの路上で立ちすくんでいる対象者を保護した警察が自宅へ送り届けるも、同居の子は不在で、連絡がついたのは 2 時間後であった。累計 13 回目の保護であり、警察判断により市へ虐待通報があった。 ネグレクトとして認定。 介護保険サービスの導入を提案するとともに、成年後見制度市長申立てを行い、後見人が着任した。
ケアマネジャー	子	身体的 心理的	対象者は 80 歳代・要介護 1。 対象者が利用するデイサービスの職員から、「子が対象者を叩き、対象者に痣ができています」と相談があったと、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ報告があった。 身体的・心理的虐待として認定。 対象者は、ショートステイを利用し、その後施設入所した。
ケアマネジャー	子	身体的	対象者は 80 歳代・要介護 2。 ケアマネジャーが訪問した際、対象者の顔面に発赤、痣を確認した。対象者から子に殴られたと聞き取り、子も殴ったことを認めたため、地域包括支援センターに連絡した。 身体的虐待として認定。 対象者は施設に入所し、成年後見制度の申立てを行い、後見人が着任した。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
配偶者	配偶者	身体的 心理的 ネグレクト 経済的	対象者は 70 歳代・要支援 1。 . 自宅で転倒し、動けない状態の対象者が救急要請を希望したところ、配偶者は拒否し、地域包括支援センターへ連絡。 訪問した地域包括支援センター職員が、配偶者が対象者を大声で威嚇し、顔を叩いたところを目撃した。 身体的・心理的・ネグレクト・経済的虐待として認定。 聞き取りにより、対象者が配偶者から日常的に暴力・暴言を受けていることや、承諾なく年金を使われていること、部屋から出ないように指示されることがあることを確認した。 対象者は救急搬送後、ショートステイを利用。その後施設入所した。
ケアマネジャー	子	身体的 心理的	対象者は 70 歳代・要介護 2。 ヘルパーから、「入浴介助にて、対象者の顔面や首に痣を発見した」と報告があったと、ケアマネジャーから地域包括支援センターに報告があった。 身体的・心理的虐待として認定。 聞き取りにより、対象者の配偶者と同居の子が口論となった際、止めに入った対象者を同居の子が殴り、首を押さえつけたと確認。 対象者にショートステイ利用等を勧めたが、家を出ることを希望しなかったため、ケアマネジャーと別居の子による安否確認を継続した。
警察	子	身体的 心理的	対象者は 70 歳代・要介護 1。 対象者と同居の子が口論となり、同居の子が対象者の頭を叩く、首を押さえつける行為があったため、対象者の配偶者が警察に通報し、警察から市に連絡があった。 身体的・心理的虐待として認定。 対象者にショートステイ利用等を勧めたが、家を出ることを希望しなかったため、ケアマネジャーと別居の子による安否確認を継続した。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	兄弟姉妹	身体的	対象者は 70 歳代・要介護 5。 訪問リハビリ事業所の職員より、対象者の顔面に皮下出血があるとケアマネジャーに報告があり、ケアマネジャーが自宅を訪問し、対象者から同居の兄弟姉妹に殴られたことを聞いたため、地域包括支援センターに通報した。 身体的虐待として認定。 兄弟姉妹の介護負担の軽減のため、ヘルパー利用やショートステイ利用を調整した。

虐待対応状況（虐待形態は認定結果を記載しています。）

●障害者虐待 9 件

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
匿名	施設従事者	－	利用している日中活動事業所の施設従事者がわいせつな話をしているのを耳にすると、市へ匿名の相談があった。 虐待として認定せず。 施設従事者等及び利用者に聞き取り調査を実施したが、通報内容の事実は確認できなかった。 今後、事業所内で同様の事案がないか注視するとともに、事業所内でも言動、行動については気をつけるよう伝えた。
訪問看護師	親	身体的	対象者は 50 歳代・障害支援区分なし。 対象者は親から年金を取られていることを、親は対象者に向かって包丁を振り回してしまったことを、対象者と親の双方から訪問看護師に相談があったと、市へ報告があった。 身体的虐待として認定。 年金については、通報内容の事実は確認できなかった。 地域包括支援センターに情報共有し、地域での見守りを依頼した。
本人	親	身体的	対象者は 20 歳代・障害支援区分なし 対象者から「親と口論になり殴られた」と警察に通報があった。 身体的虐待として認定。 親は対象者との接触を避けて生活している。 対象者は精神的に不安定な状態が続いているため、世帯支援を継続している。
相談支援専門員	施設従事者	－	対象者は 40 歳代・障害支援区分 6。 相談支援専門員から、対象者がお腹を触り「ぼーんされた(殴られた)」と訴えている、と通報があった。 虐待と判断できず。 対象者が入居する施設の従事者等への聞き取り調査では、通報内容の事実は確認はできなかったが、虐待に対する意識や運営体制に関して不適切な事項が確認された。 施設に対し改善の取組と報告を求め、改善計画書が提出された。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
施設従事者	施設従事者	－	施設従事者から、他の施設従事者が利用者を引っ張ったり、膝蹴りをしていたと通報あり。 虐待として認定せず。 施設従事者等への聞き取り調査では、通報内容の事実は確認できなかったが、管理監督職への報告相談体制等が一部不十分と確認された。 施設に対し改善の取組と報告を求め、改善計画書が提出された。
市職員	親	身体的	対象者は 20 歳代・障害支援区分なし。 市職員から、対象者との面談時に親からの虐待が疑われる発言があったと、通報があった。 身体的虐待として認定。 親への聞き取りにより、対象者を叩いたり蹴ったりしたことがあることを確認した。 対象者の行動により困った場合は、暴力ではなく相談機関に相談するよう親に助言した。
社協職員	親	－	対象者は 40 歳代・障害支援区分なし。 社協職員から、対象者との面談時に「親から暴言があった」と虐待が疑われる発言を確認したと、通報があった。 虐待として認定せず。 対象者はその後も家を出て数日後に戻ってくることを繰り返しているが、親子のトラブルは起きていない。 対象者及び親から相談があれば、適宜相談機関が対応する。
施設管理者	施設従事者	身体的 心理的	対象者は 20 歳代・障害支援区分 2。 施設管理者から、施設従事者から入居者への暴言があったと、通報があった。 身体的・心理的虐待として認定。 施設従事者及び入居者への聞き取り調査を行った結果、施設従事者から首を絞められる行為及び暴言を確認した。 施設に対し改善の取組と報告を求め、改善報告書が提出された。 当該従事者は、異動した。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
施設管理者	施設従事者	身体的 心理的	対象者は 60 歳代・障害支援区分 5。 施設管理者から、施設従事者から入居者への暴力、暴言があったと、通報があった。 身体的・心理的虐待として認定。 施設従事者等及び入居者への聞き取り調査を行った結果、施設従事者からの殴打及び暴言を確認した。 施設に対し改善の取組と報告を求め、改善報告書が提出された。 当該従事者は、退職した。